

自己託送に係るお手続きについて

関西電力送配電株式会社
ネットワークサービスセンター

0. はじめに

- 自己託送の概要と各種基本契約の関係性
- お手続きの全体の流れと弊社窓口部署(初回申込時)
- お手続きの全体の流れと弊社窓口部署(地点追加の申込時)

1. 自己託送の要件確認の申込み

- 自己託送のお手続きの全体の流れと弊社窓口部署
- 1.自己託送の要件確認の申込み
 - 【参考】自己託送要件の旧指針と新指針
 - 1-1.自己託送の要件確認の申込(非電気事業用電気工作物)
 - 1-2.自己託送の要件確認の申込(自己または密接関係性等)
 - 1-3.自己託送の要件確認の申込(最終需要場所確認)
 - 1-4.自己託送の要件確認の申込(計画値同時同量の遵守)

2. 基本契約申込み

- 自己託送のお手続きの全体の流れと弊社窓口部署
- 2-1.基本契約の申込方法

3. 発電場所の接続検討申込み

- 自己託送のお手続きの全体の流れと弊社窓口部署

4. 発電量調整供給契約申込み

- 自己託送のお手続きの全体の流れと弊社窓口部署

5. 需要場所の事前協議申込み

- 自己託送のお手続きの全体の流れと弊社窓口部署

6. 接続供給契約申込み

- 自己託送のお手続きの全体の流れと弊社窓口部署

参考資料・よくあるお問い合わせ

- 【参考】需要場所へ自己託送と小売電気事業者で供給する場合について
- 【参考】要側インバランスの請求(支払い)先について
- 【参考】計画の提出
- 【参考】広域機関「自己託送を開始する方の手続き」より自己託送にかかる料金等について
- 【参考】その他留意事項について
- 【参考】お問い合わせ一覧について
- 【よくあるお問い合わせ①】自己託送全般について
- 【よくあるお問い合わせ②】地点申込みについて



- 自己託送とは、一般送配電事業者が保有する送配電ネットワークを使用して、工場等に自家用発電設備を保有する需要者が当該発電設備を用いて発電した電気を、別の場所にある当該需要者や当該需要者と密接な関係性を有する者の工場等の需要地に送電する制度に基づいた送電サービスです。



- 送電サービスを受けるには発電場所と需要場所が資源エネルギー庁で制定している「自己託送に係る指針」における「自己から自己への託送」または「密接な関係」を有している等の“要件”を満たしている必要があります。
- 自己託送をご検討されている方は、次スライド以降にあります「自己託送の要件確認」のお申込み（事前相談）を早めにご実施いただくことをおすすめします。
- 尚、重要な要件となる「自己から自己への託送」または「密接な関係」等は以下を事前にご確認ください。

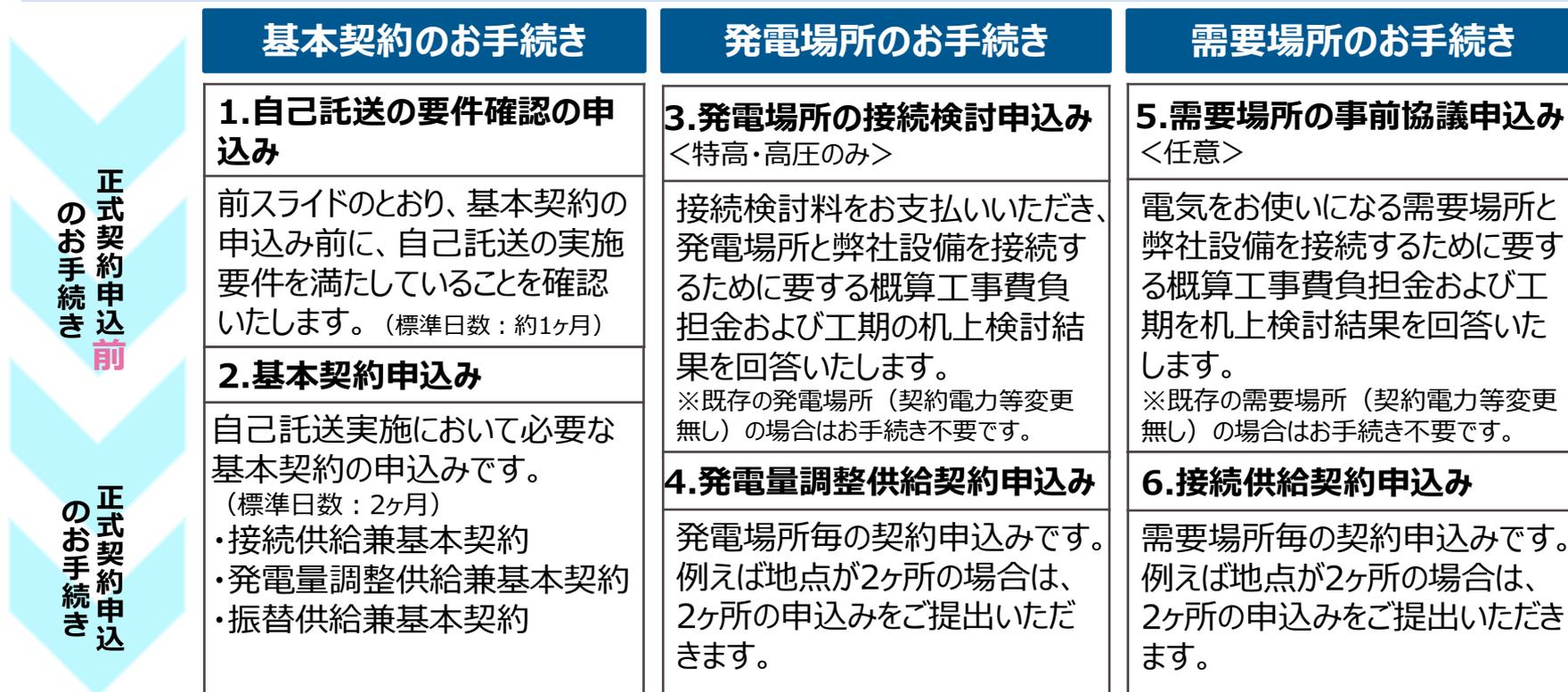
<自己託送に係る指針> 出典：経済産業省 資源エネルギー庁HP「自己託送制度に係る指針」（令和6年2月12日利用）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/zikotakuso20240212r.pdf

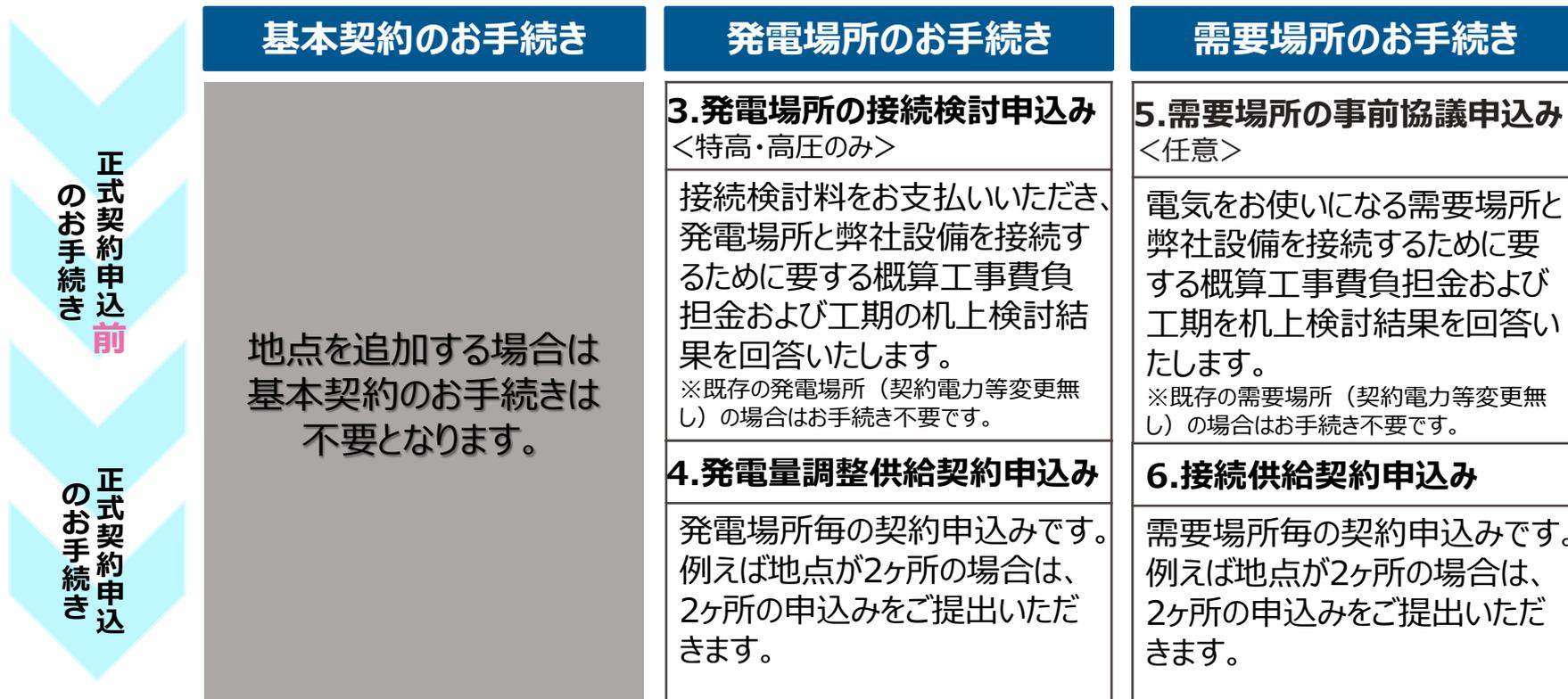
<自己託送に関するQ&A> 出典：経済産業省 資源エネルギー庁HP「自己託送制度に関するQ&A」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/zikotakusou/faq/faq.html

- 初回申込み時には、「正式契約申込み前のお手続き」と「正式契約の申込みのお手続き」が必要となります。
- 正式契約申込み前のお手続きの結果、自己託送の要件を満たさない・事業者様側の事業性がない等の理由により、後続の「正式申込みのお手続き」を実施しないことも可能です。
- 正式契約申込みのお手続きは、「基本契約のお手続き」、地点毎（「発電場所のお手続き」および「需要場所のお手続き」）の申込みがいずれも必要となります。



- 地点追加の申込み時には、地点毎（発電量調整供給契約、接続供給契約）の申込みが必要となります。



正式契約申込み前
のお手続き

正式契約申込み
のお手続き

正式契約申込み前のお手続き

1. 自己託送の要件確認の申込み



担当窓口：ネットワークサービスセンター 契約グループ 高圧契約Ⅲ

メールアドレス：nsc.keiyaku3@a2.kansai-td.co.jp

- 自己託送の契約開始には、「基本契約のお手続き」、地点毎（「発電場所のお手続き」および「需要場所のお手続き」）のお手続きがいずれも必要となります。
- 以下は基本契約のお手続きの流れになります。自己託送の基本契約をすでにお持ちの場合、以下のお手続きは不要になりますので、発電場所のお手続き・需要場所のお手続きのみ実施ください。

1. 自己託送の要件確認の申込み

基本契約の申込み前に、自己託送の実施要件を満たしていることを確認いたします。
次スライドの「要件・概要」をご確認の上、6スライド記載のメールアドレス宛にお申込みください。（標準日数：約1ヶ月）

自己託送の実施要件を満たしていることを確認後、基本契約申込みに必要な書類をご案内いたします。

基本契約申込みの詳細は、17～19スライドをご確認ください。

- 下表のとおり、主に4つの要件について、基本契約の申込み前に確認させていただきます。詳細は9～16スライドをご参照ください。
- なお、2024年2月12日の資源エネルギー庁の自己託送に係る指針改正（規律強化）により、申込み内容に応じて弊社への提出書類・証跡が異なりますので、次スライド「【参考】自己託送要件の旧指針と新指針」をご確認いただき、該当する指針をご確認ください。
- 下表の要件・概要をご確認の上、ネットワークサービスセンター契約グループ 高圧契約Ⅲ「nsc.keiyaku3@a2.kansai-td.co.jp」迄、詳細内容をお送りください。

	要件	概要
①	非電気事業用電気工作物	原則、発電者の自家用発電設備が「電気事業の用に供する電気工作物ではない」こと。
②	自己または密接関係性	契約主体と発電者・需要者の関係性が自己であること、または密接な関係（親会社と子会社 等）を有していること。
②'	特定供給の認可 （該当の場合）	密接な関係のある複数の需要場所へ自己託送を行う等、特定供給の認可が必要となる場合に、経済産業省の認可を得ているか。
③	最終需要場所であることの 確認	自己託送契約者または自己託送契約者と密接関係性を有する者以外に最終的に電気を使用する者が存在しないこと。
④	計画値同時同量の遵守	計画値同時同量の遵守が可能か。（電源構成や供給形態等を確認）

- 2024年2月12日の自己託送に係る指針改正（規律強化）により、厳格化されました。
- 新旧指針適用の基準は、受電地点の接続検討申込み日^{※1}となります。（2024年1月1日以降に受電地点の接続検討申込みをする場合は新指針を適用）

	接続検討申込み日 ^{※1※2} ～2023/12/31		接続検討申込み日 2024/1/1～	適用される指針
	新設時から 自己託送BG	発調BGから自己託 送BGへの変更 ^{※3}		
1	○	—	—	旧指針
2	—	○	—	新指針
3	—	—	○	新指針

※1 「接続検討の申込み不備を解消した日」もしくは「接続検討調査料を入金した日」のいずれか遅い日

※2 低圧の場合は、契約申込み日へ読み替えて判定します。（以降の記載も同様）

※3 接続検討申込み日が2023年以前であっても、発電バランシンググループ（以下、「BG」といいます。）を発調BGから自己託送BGへ変更する場合は、新指針が適用されます。試運転から本格運転への切り替えに伴うBGの変更も同様です。

- 非電気事業用電気工作物について、発電設備が電気事業法第2条第1項第5号ロに定める内容に該当することを、「自己託送に係る宣誓書」※にて宣誓していただきます。

※当該様式に関しては、**適用する指針（新指針・旧指針）の判定が必要になります。**

	要件	概要	証跡（例）
①	非電気事業用電気工作物	原則、発電者の自家用発電設備が「電気事業の用に供する電気工作物ではない」こと。	【新指針適用分】 弊社所定様式「自己託送に係る宣誓書」 【旧指針適用分】 弊社所定様式「自己託送の利用に伴う誓約書」

新指針適用分

弊社所定様式「自己託送に係る宣誓書」抜粋

2 自己託送に用いる発電設備に係る事項

(1) 自己託送に用いる発電設備が電気事業法施行規則第2条に定める非電気事業用電気工作物であること。

(2) 自己託送に用いる発電設備が、以下のいずれかに当てはまること。

ア 他の者から譲渡または貸与等を受けた発電設備ではなく、当社が自ら設置し、維持し、および運用する発電設備であること。

イ 当社の完全子会社（当社が株式または持分の全部を有する会社〔会社法第2条第1号に規定する会社をいう。〕をいう。以下同じ。）が設置し、当社が当該完全子会社から譲渡を受けて維持し、および運用する発電設備であること。

旧指針適用分

弊社所定様式「自己託送の利用に伴う誓約書」

20**年 月 日

関西電力送配電株式会社
託送営業部
ネットワークサービスセンター所長 殿

契約者

〇〇〇株式会社
□□ △△ 印

自己託送の利用に伴う誓約書

弊社は、下記の発電者および需要者において、託送供給等約款における自己託送に係る契約の要件として下記の事項1.～5.に適合していることを誓います。また、契約の要件に適合しなくなる場合には、予め関西電力送配電株式会社 託送営業部 ネットワークサービスセンターへ報告致します。

	名称	住所
発電者		
需要者		

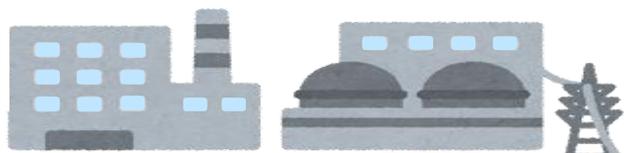
- 電気工作物は以下のとおり、「A：一般用電気工作物」と「B：事業用電気工作物」に区分されます。さらに、「B：事業用電気工作物」は「B - ①：電気事業の用に供する電気工作物」と「B - ②：自家用電気工作物」に区分されます。
- 「A：一般用電気工作物」または「B - ②：自家用電気工作物」の場合、自己託送に利用可能となります。

【（参考）電気工作物の区分について】

A：一般用電気工作物	B：事業用電気工作物
✓ 主に、一般住宅や商店などの電気設備であって、低圧受電のもの及び小出力発電設備	✓ 一般用電気工作物以外の電気工作物 ① 電気事業の用に供する電気工作物 <ul style="list-style-type: none"> ● 電力会社など電気を供給する事業のために使用する電気工作物で、発電所設備から需要家の引込線に至るすべての電気工作物 ② 自家用電気工作物 <ul style="list-style-type: none"> ● 一般用電気工作物及び電気事業の用に供する電気工作物以外の電気工作物。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力会社から高圧及び特別高圧で受電するもの（ビル、工場など） ・ 小出力発電設備以外の発電設備を有するもの（大きな発電機があるもの） ・ 構外にわたる電線路を有するもの

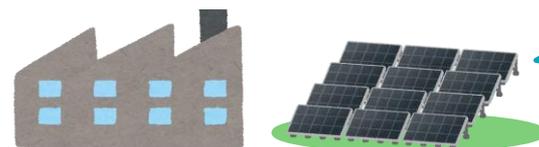
電気事業用電気工作物

（例：電力会社等の電気供給用設備等）



非電気事業用電気工作物

（例：工場、ビルの受電設備等）



自己託送に
利用可

- 受電地点および供給地点の関係性（自己または密接関係性）について、有価証券報告書等の写し等により確認いたします。
- また、認可を要する特定供給の場合、その特定供給認可証の写しをご提出いただきます。
- 新指針適用対象分については、弊社所定様式「自己託送に係る宣誓書」を併せてご提出ください。

	要件	概要	証跡（例）
②	自己または密接関係性	契約主体と発電者・需要者の関係性が自己、または密接な関係（親会社と子会社等）を有しているか。	組織図・組織情報（HP情報、有価証券報告書等）等 【新指針適用分は上記に合わせて】 弊社所定様式「自己託送に係る宣誓書」
②'	特定供給の認可（該当する場合のみ）	密接な関係のある複数の需要場所へ自己託送を行う等、特定供給の認可が必要となる場合に、経済産業省の認可を得ているか。	特定供給許可証

新指針適用分のみ

弊社所定様式「自己託送に係る宣誓書」抜粋

1 需要者等に係る事項

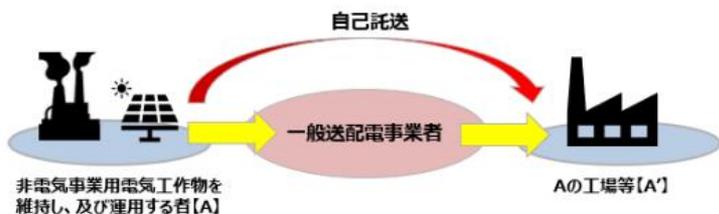
(1) 電気の供給を受ける一の需要場所において、当社または当社と電気事業法施行規則第3条第1項および「自己託送に係る指針」（令和6年2月12日改正）で定める密接な関係（以下、「密接関係性」という。）を有する者から他の者に対して電気の融通が行われ、当該他の者が最終的に電気を使用する場合、当該他の者以外に最終的に電気を使用する者が存在しないこと。

2 自己託送に用いる発電設備に係る事項

- (1) 自己託送に用いる発電設備が電気事業法施行規則第2条に定める非電気事業用電気工作物であること。
- (2) 自己託送に用いる発電設備が、以下のいずれかに当てはまること。
 - 他の者から譲渡または貸与を受けた発電設備ではなく、当社が自ら設置し、維持し、および運用する発電設備であること。
 - 当社の完全子会社（当社が株式または持分の全部を有する会社〔会社法第2条第1号に規定する会社をいう。〕をいう。以下同じ。）が設置し、当社が当該完全子会社から譲渡を受けて維持し、および運用する発電設備であること。

【特定供給の認可要否について（参考）「自己託送制度に関するQ&A」 Q.11 より引用】

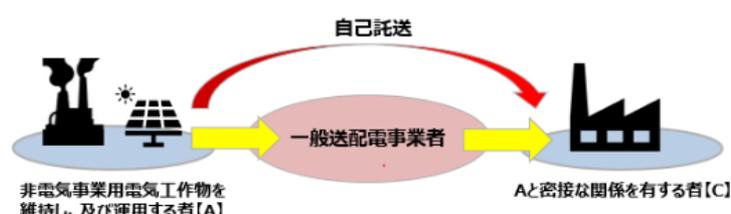
ケース①



AからA'への供給行為

自己に対する供給は電気を供給する事業を営んでいるとは解釈しないため、特定供給の許可は不要。

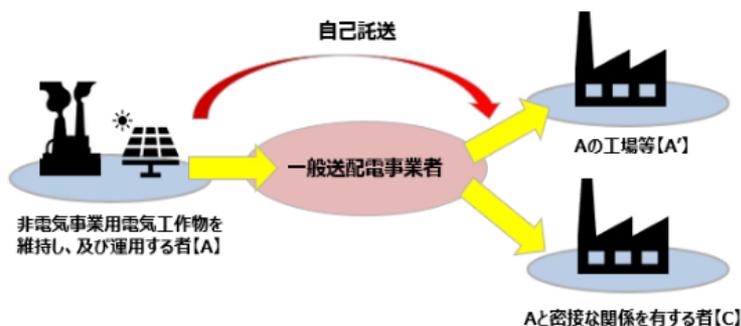
ケース②



AからCへの供給行為

自己に対する供給ではないが、1つの建物・構内における需要に応じて電気を供給するための発電設備であるため、特定供給の許可は不要。

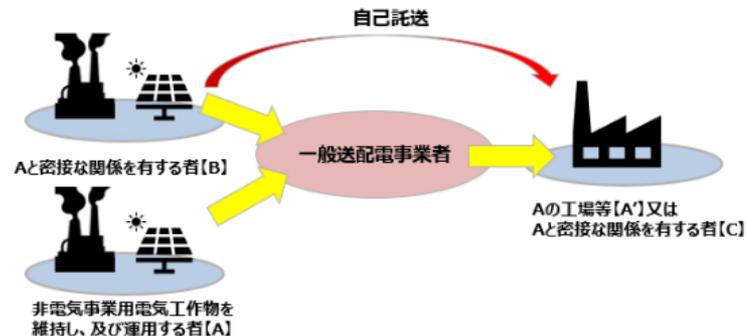
ケース③



AからA'及びCへの供給行為

Aの自家用発電設備からA'及びCに供給する場合、1つの建物・構内における需要に応じて電気を供給するための発電設備ではないため、電気を供給する事業を営むAからCへの供給について、特定供給の許可が必要。

ケース④



BからA'又はCへの供給行為

AがBの発電に係る電気も併せてA'又はCへ供給する場合、Bは1つの建物・構内における需要に応じて電気を供給するための発電設備であるため、特定供給の許可は不要。

・出典：経済産業省 資源エネルギー庁HP「自己託送制度に関するQ&A」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/zikotakusou/faq/faq.html

1 - 3. 自己託送の要件確認の申込み（最終需要場所であることの確認） 14

- 自己託送実施者または自己託送実施者と密接関係性を有する者以外に電気を使用する者が存在しないことを弊社様式の「自己託送に係る宣誓書」※にて宣誓していただきます。
 ※ 当該様式に関しては、**適用する指針（新指針・旧指針）の判定が必要になります。**

	要件	概要	証跡（例）
③	最終需要場所であることの確認	自己託送契約者または自己託送契約者と密接関係性を有する者以外に最終的に電気を使用する者が存在しないこと。	【旧指針適用分】 弊社所定様式「自己託送の利用に伴う誓約書」 【新指針適用分】 弊社所定様式「自己託送に係る宣誓書」

新指針適用分

弊社所定様式「自己託送に係る宣誓書」抜粋

2 自己託送に用いる発電設備に係る事項

- (1) 自己託送に用いる発電設備が電気事業法施行規則第2条に定める非電気事業用電気工作物であること。
- (2) 自己託送に用いる発電設備が、以下のいずれかに当てはまること。
 - ア 他の者から譲渡または貸与等を受けた発電設備ではなく、当社が自ら設置し、維持し、および運用する発電設備であること。
 - イ 当社の完全子会社（当社が株式または持分の全部を有する会社〔会社法第2条第1号に規定する会社をいう。〕をいう。以下同じ。）が設置し、当社が当該完全子会社から譲渡を受けて維持し、および運用する発電設備であること。

旧指針適用分

弊社所定様式「自己託送の利用に伴う誓約書」

20**年 月 日

関西電力送配電株式会社
 託送営業部
 ネットワークサービスセンター所長 殿

契約者
 ○○○株式会社
 □□ △△ 印

自己託送の利用に伴う誓約書

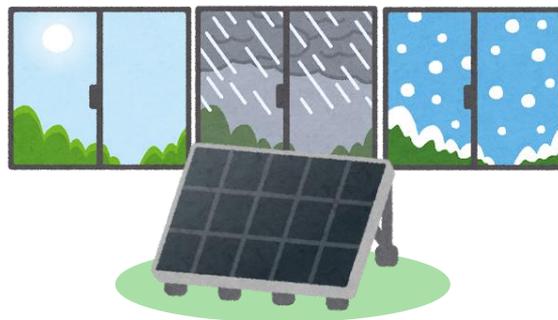
弊社は、下記の発電者および需要者において、託送供給等約款における自己託送に係る契約の要件として下記の事項1. ～5. に適合していることを誓います。また、契約の要件に適合しなくなる場合には、予め関西電力送配電株式会社 託送営業部 ネットワークサービスセンターへ報告致します。

	名称	住所
発電者		
需要者		

- 1日を30分毎48コマに分け、1コマ毎に発電計画と需要計画を電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」といいます。）へご提出いただきます。
- 仮に計画値と実績値の差異（以下、「インバランス」といいます。）が生じると、発電側は発電量調整受電計画差対応補給（余剰）電力料金（以下、「インバランス料金（発電側）」といいます。）需要側は接続対象計画差対応補給（余剰）電力料金（以下、「インバランス料金（需要側）」といいます。）のそれぞれで弊社とインバランス料金の精算（弊社からご請求もしくはお支払い）が発生いたします。
- このため、計画値同時同量の遵守が可能なことを「各種電源（自然変動電源は特に）の発電予測方法」、「天候急変等の各種計画変更への対応体制」、「当該需要に対し全量を供給する方法」等の資料にて、確認いたします（詳細は次スライド参照）。
注）インバランスが発生することを前提とした事業計画はお受けできかねます。

	要件	概要	証跡（例）
④	計画値同時同量の遵守	計画値同時同量の遵守が可能か。（電源構成や供給形態等を確認）	発電予測システムのシミュレーション結果や予測値と実績の照合結果、等

自然変動電源の場合（太陽光など）



天候等による影響（大）



天候の急変等があっても計画値同時同量が遵守可能なことをご説明ください。

- 太陽光等の再生可能エネルギーによる発電設備のみで自己託送を行う場合、一般に、発電量が天候により大きく左右される変動電源であることから、以下のポイントで、計画値同時同量の達成方法について確認させていただきます。

○計画値同時同量の達成に関する確認ポイント

□ 発電側と需要側の同時同量達成方法について

- ✓ 需要側の負荷変動への対応方法

□ 発電量予測方法について

- ✓ 予測に用いるデータ項目、データ取得方法およびタイミング
- ✓ 予測発電量算定ロジック
- ✓ 発電予測タイミング
- ✓ システムを利用した予測の場合、機械学習により予測精度の向上有無。

□ バックアップ電源の存在について

- ✓ 悪天候時や夜間、発電設備点検時などに需要を賄うバックアップ（小売電気事業者による供給等）の存在有無。

□ 急な自然変動への対応について

- ✓ 当日、天候急変等により予測発電量に変更が生じた場合、すみやかに発電計画の変更を行う体制が整っているか。（人的、システムの）
- ✓ 夜間、休日でも計画変更に対応できる体制が整っているか。
- ✓ 自己託送事業者、小売電気事業者双方で上記体制が整っているか。

※内容はあくまで一例です

正式契約申込みのお手続き

2. 基本契約申込み



担当窓口：ネットワークサービスセンター 契約グループ 高圧契約Ⅲ

メールアドレス：nsc.keiyaku3@a2.kansai-td.co.jp

- 自己託送の契約開始には「基本契約のお手続き」、地点毎（「発電場所のお手続き」および「需要場所のお手続き」）の申込みがいずれも必要となります。
- 以下は基本契約に関するお手続きの流れになります。自己託送の基本契約をすでにお持ちの場合は、以下のお手続きは不要になりますので、発電場所のお手続き・需要場所のお手続きのみ実施ください。

自己託送の要件確認の申込みの詳細は、6～16スライドをご確認ください

自己託送の実施要件を満たしていることを確認後、基本契約申込みに必要な書類等をご案内いたします。

2. 基本契約申込み

自己託送における必要な基本契約の申込み（標準日数：約2ヶ月※）

※9月30日までに申込み書をお送りいただいた場合、最短の基本契約開始日は12月1日になります。

- ・接続供給兼基本契約
- ・発電量調整供給兼基本契約
- ・振替供給兼基本契約

基本契約締結完了次第、各種計画提出義務発生

- 自己託送の要件確認が完了した案件について、**各種基本契約における提出書類（以下参照）の作成準備を進めてください。**詳細は、次スライドのURLをご確認ください。
- **広域機関にてコードを取得後に、**弊社への申込みおよび弊社以外の一般送配電事業者（沖縄を除く）への振替供給契約の申込みが必要です。
- なお、基本契約の申込みの他、発電場所のお手続き・需要場所のお手続きも必要になりますので、ご留意の上ご対応をお願いいたします。

<基本契約申込における提出書類（例：需要場所・発電場所ともに弊社供給区域内の場合）>

- 1-1. 接続供給兼基本契約申込書
 - 1-2. 需要者の承諾書の提出省略の取り扱いに関する同意書
 2. 振替供給兼基本契約申込書
 - 3-1. 発電量調整供給兼基本契約申込書
 - 3-2. 発電者の承諾書の提出省略の取り扱いに関する同意書
 4. 自己託送に係る宣誓書【新指針適用分のみ】
 - 4-2. 別紙（地点リスト）【新指針適用分のみ】
- 注)当該様式に関しては、**適用する指針（新指針・旧指針）の判定が必要になります。**
5. ヒアリングシート（各種コード情報等を記載いただくもの）
 6. 託送関連データ提供システム利用申請書

- ※ すでに自己託送を開始している契約において需要場所や発電場所を追加する場合、説明資料の再提出や基本契約の申込みは不要です。
- ※ 各種基本契約の申込み書類（記載例含む）につきましては、弊社HP（<https://www.kansai-td.co.jp/consignment/self-consignment.html>）内に掲載しております。こちらも併せてご確認ください。

正式契約申込み**前**のお手続き

3. 発電場所の接続検討申込み

お申込みに際しましては以下URLをご参照下さい。

<https://www.kansai-td.co.jp/application/electric-energy-adjustment/index.html>

- 以下は発電場所のお手続きの流れになります。
- 基本契約の申込み前に事前相談・接続検討の申込みは可能ですが、基本契約締結済みであることが、供給承諾の条件となります。

特別高圧・高圧の場合

事前相談〈任意〉

以下URLの事前相談（任意）より記載内容に沿って、掲載されている指定のメールアドレスに申込みください。
【弊社HP 事前相談掲載先URL】<https://www.kansai-td.co.jp/application/preliminary-consultation/index.html#section-1>

3. 発電場所の接続検討申込み

接続検討料をお支払いいただき、発電場所と弊社設備を接続するために要する概算工事費負担金および工期の机上検討結果を回答いたします。

【弊社HP 接続検討掲載先URL】<https://www.kansai-td.co.jp/application/preliminary-consultation/index.html#section-2>

22～23スライドをご確認下さい

正式契約申込みのお手続き

4. 発電量調整供給契約申込み

【高圧の場合】

担当窓口：契約グループ（高圧）

メールアドレス：nsc.keiyaku3@a2.kansai-td.co.jp

【低圧の場合】＜新增設申込み＞

担当窓口：契約グループ（低圧）

メールアドレス：kansaitrans-sc.teiatu@d3.kansai-td.co.jp

- 以下は発電場所のお手続きの流れになります。
- 基本契約の申込み前に事前相談・接続検討の申込みは可能ですが、基本契約締結済みであることが、供給承諾の条件となります。

特別高圧・高圧の場合

低圧の場合

20～21スライドをご確認下さい

4. 発電量調整供給契約申込み

発電場所毎の契約申込みです。
発電量調整供給契約申込み書をメールにてお申込みください。
例えば地点が2ヶ所の場合は、2ヶ所の申込みをご提出いただきます。

供給承諾

工事費負担金のお支払等

発電量調整供給開始

4. 発電量調整供給契約申込み

発電場所毎の契約申込みです。
新增設申込みはWeb申込みシステム、スイッチング申込みの場合は発電量調整供給契約申込み書をメールにて申込みください。例えば地点が2ヶ所の場合は、2ヶ所の申込みをご提出いただきます。

供給承諾

工事費負担金のお支払等

発電量調整供給開始

正式契約申込み**前**のお手続き

5. 需要場所の事前協議申込み

お申込みに際しましては以下URLをご参照下さい。

<https://www.kansai-td.co.jp/application/consignment/index.html>

- 以下は需要場所に関するお手続きの流れになります。

5. 需要場所の事前協議申込み〈任意〉

本サービスは電気使用申込み前の供給方法・供給ルート協議について、インターネットでお申込みいただけるサービスです。

電気をお使いになる需要場所と弊社設備を接続するために要する概算工事費負担金および工期を机上検討結果を回答いたします。

供給事前協議申込みWEB受付サービスより申込みいただきますと、弊社受持事業所より検討結果とともにお客様へご連絡いたします。

【弊社HP 供給事前検討申込みWEB受付サービス】

<https://www.kansai-td.co.jp/application/consignment/low-pressure-supply-side.html>

26～27スライドをご確認下さい

正式契約申込みのお手続き

6. 接続供給契約申込み

お申込みに際しましては以下URLをご参照下さい。

<https://www.kansai-td.co.jp/application/consignment/index.html>

- 以下は需要場所のお手続きの流れになります。
- 分割接続供給の場合は、2者(新供給者が現供給者から変更となる場合は3者)からのお申込みが必要になります。

24～25スライドをご確認下さい

6. 接続供給契約申込み

需要場所毎の契約申込みです。(標準日数：1カ月)
接続供給兼基本契約締結後のお申込みとなります。
接続供給兼基本契約申込み書をメールにてお申込みください。
例えば2ヶ所地点があれば、2ヶ所の申込みをご提出いただきます。

(有償工事の場合) 工事費負担金のお支払等

接続供給開始

参考資料・よくある問い合わせ



- 一の需要場所において、自己託送による供給で賄いきれない残余需要を小売供給により賄う場合、小売電気事業者との協議は各社の責任でご対応をお願いいたします。
- 接続供給契約申込み後に各需要場所における自己託送側、小売電気事業者側それぞれの契約電力および最大需要電力等について、自己託送事業者様、小売電気事業者様と弊社の3者で、需要場所ごとに運用申合書を締結いただきます。契約電力ほか運用申合書で定める事項についてご不明点等ございましたら、ネットワークサービスセンター 契約グループ 高圧契約Ⅲ「nsc.keiyaku3@a2.kansai-td.co.jp」までお問合せください。
- なお、需要場所が低圧の場合は、この方法を適用することができません。そのため、当該需要場所の需要は常時自己託送の発電設備だけで賄う必要がございます。（設備点検時や事故停止時に備えバックアップの発電設備が必要となります。）

○自己託送による供給で賄いきれない残余需要を小売供給により賄う場合の各料金について
 自己託送での供給、残余需要を小売供給とした、自己託送による供給で賄いきれない残余需要を小売供給により賄う場合の一例。

電気料金（託送料金分を含む）のご請求※1



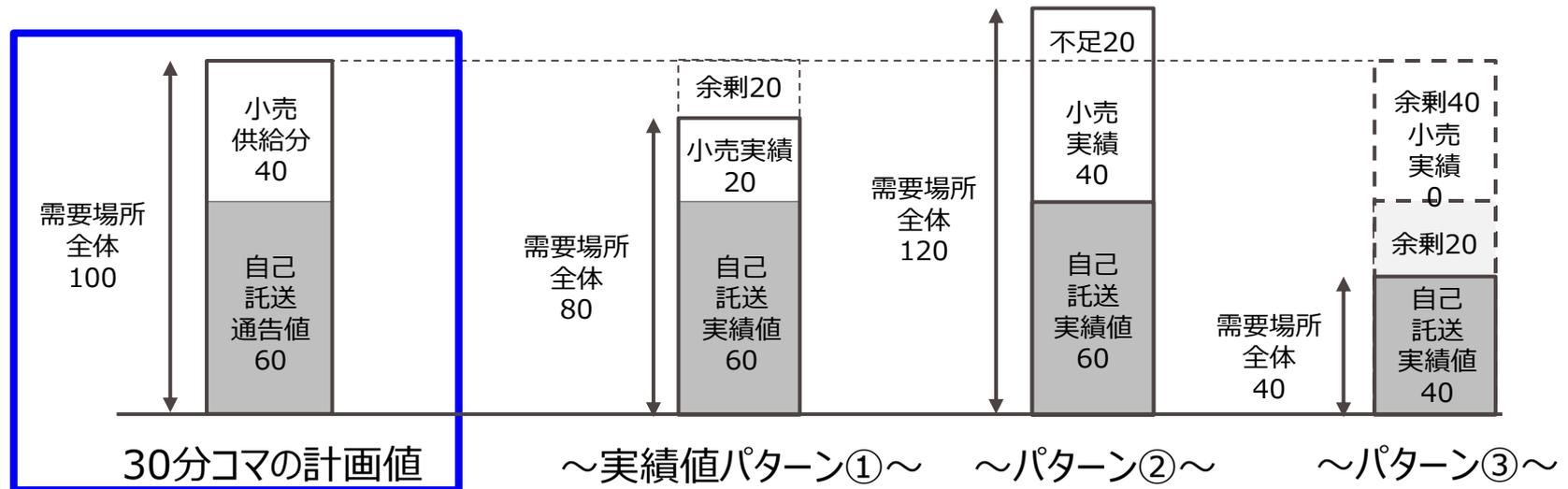
※1 実際には小売電気事業者と需要者との契約によります。

※2 自己託送による供給で賄いきれない残余需要を小売供給により賄う場合で自己託送供給のとき、需要側のインバランスは基本的に残余需要側（小売電気事業者側）で発生したものと考えますが、需要実績が自己託送供給の計画値よりも少なかった場合は、自己託送側にも需要側のインバランスが発生します。（次スライド参照）

○需要側のインバランスについて

自己託送での供給、残余需要供給を小売供給とした、

自己託送による供給で賄いきれない残余需要を小売供給により賄う場合の一例。



- 実績値パターン①…自己託送通告値60を自己託送実績値とする
⇒ 余剰インバランス20は小売電気事業者に発生
- 実績値パターン②…自己託送通告値60を自己託送実績値とする
⇒ 不足インバランス20は小売電気事業者に発生
- 実績値パターン③…全体実績値40は自己託送の実績値とする
⇒ 余剰インバランス40は小売電気事業者に発生。
余剰インバランス20は自己託送事業者に発生。

- 1日を30分毎48コマに分け、1コマ毎に発電計画と需要計画を広域機関へご提出いただきます。
- 自己託送においても、1コマ毎に発電計画、発電実績、需要計画、需要実績のいずれも一致させていただく必要がございます。
- **仮に、インバランスが生じると、発電側、需要側のそれぞれで弊社とインバランス料金の精算（弊社からご請求もしくはお支払い）が発生いたします。**

<留意事項>

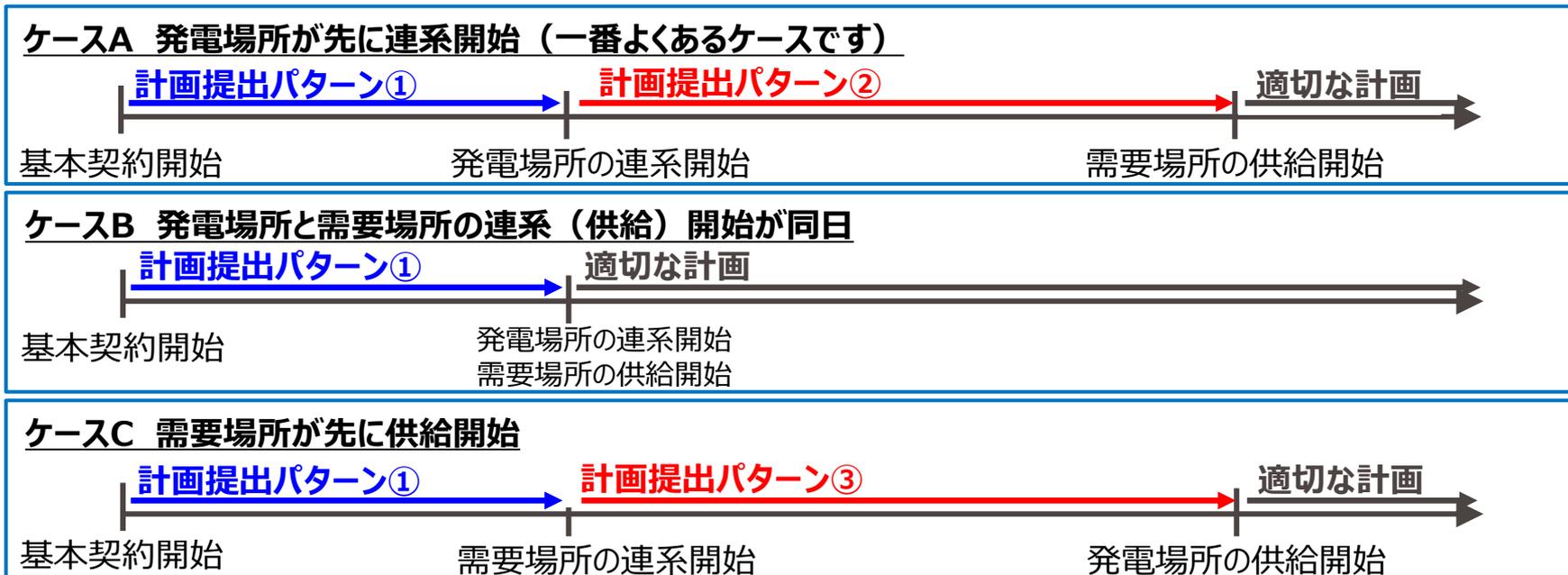
- 接続供給兼基本契約および発電量調整供給兼基本契約の契約開始日以降、各種計画の提出が必要となります。なお、各基本契約の契約開始日以降、自己託送の契約地点が存在しない場合、または自己託送で使用予定が無い場合は、計画値を0とする必要があります。
- 自己託送の発電バランシンググループ（以下、「BG」といいます。）において、発電計画と発電販売計画の値を一致させる必要がございます。
- 自己託送の需要BGにおいて、需要計画と需要調達計画の値を一致させる必要がございます。
- さらに、発電BGの発電販売計画と需要BGの需要調達計画の値を一致させる必要がございます。相違した場合は、計画間不整合が生じて広域機関から発電販売計画もしくは需要調達計画の小さい方の値で書き換えが行なわれます。例えば、発電販売計画が少ない場合は、発電販売計画の値を需要調達計画へ書き換えされます。また、その際は需要調達計画の値に合わせて需要計画も書き換えが行なわれます。
- なお、計画値書き換えの場合は、広域機関から事業者へ連絡がございます。

<補足：用語の定義>

用語の定義	内容
①発電計画／②発電販売計画	発電量調整受電電力量（損失率は加味しない電力量）
③需要計画／④需要調達計画	接続対象電力量（損失率を加味する電力量）
⑤通告値	接続供給電力量（損失率は加味しない電力量）

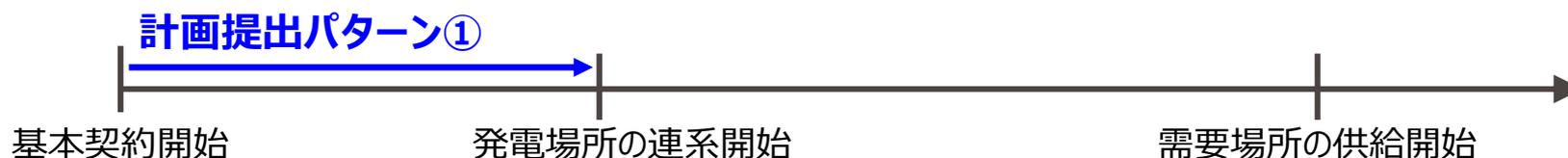
- 基本契約および発電場所、需要場所の契約は、原則それぞれ準備ができ次第、開始させていただきます。従いまして、基本契約開始日および発電場所の連系開始日、需要場所の供給開始日が異なる場合がございます。
- 基本契約の契約開始後は計画提出が必要となります。**基本契約のみ開始している期間および発電場所と需要場所の片方のみ供給をしている期間の計画提出については特に注意が必要**となります。詳細は25スライド～28スライドをご参照ください。
- なお、発電場所の連系開始日と需要場所の供給開始日を同日で希望される場合にはお申し出ください。（開始日の遅い方で調整させていただきます。）

＜基本契約および発電場所、需要場所の開始のパターンと計画提出のイメージ＞



- 各ケースにおける基本契約開始以降、発電場所および需要場所のどちらかの連系（供給）を開始するまでの期間の計画提出パターンです。
- 発電場所および需要場所ともに、ご使用がありませんので、各計画値は「0」となります。

ケースA 発電場所が先に連系開始



<自己託送におけるバラシンググループのイメージ>

発電バラシンググループ°	
発電計画	0※1
発電販売計画	0※1

需要バラシンググループ°	
0	需要計画
0	需要調達計画



発電バラシンググループ°	
発電計画	0※1
発電実績	-
インバランス	-

需要バラシンググループ°	
0	需要計画
-	需要実績
-	インバランス

※1 発電BGのマスタ開始日以降提出要

- 発電場所が先に連系開始するケース（ケースA）における、発電場所の連系開始以降、需要場所の供給開始までの期間の計画提出パターンです。
- 需要場所の供給開始までは自己託送としての発電はできないため、発電側の各計画値は「0」となります。
- ただし、特高・高圧の発電所で自己託送以外のバランシンググループにて発調契約がある場合は、発電開始が可能※です。その場合は発調契約のバランシンググループにて、発電側の計画値をご提出ください。

※ 旧指針適用の場合、発調契約のみでの連系開始をすると適用する指針が変更となる可能性がございます。詳細は9スライドを確認ください。

ケースA 発電場所が先に連系開始

計画提出パターン②



<自己託送におけるバランシンググループのイメージ>

発電バランシンググループ	
発電計画	0
発電販売計画	0

需要バランシンググループ	
0	需要計画
0	需要調達計画

自己託送として電気のご使用はできませんので「0」で計画提出をお願いします。

自己託送+小売供給	
-	通告値※2

<通告値を需要計画へ反映>

発電バランシンググループ	
発電計画	0
発電実績	0
インバランス	0

需要バランシンググループ	
0	需要計画
-	需要実績
-	インバランス

※2自己託送供給において、ベースロード（基礎的な電力）として供給する電力量を、あらかじめ送配電事業者へ事前に申告（通知）する値のこと

<通告値は需要実績と同じ>

- 需要場所が先に供給開始にするケース（ケースC）における、需要場所の供給開始以降、発電場所の連系開始までの期間の計画提出パターンです。
- **発電場所の連系開始までは自己託送として電気のご使用はできないため、需要側の各計画値は「0」となります。**
- ただし、全量小売供給となる場合は電気のご使用が可能です。その場合は小売供給のバランスグループにて、需要側の計画値をご提出ください。



<自己託送におけるバランスグループのイメージ>

発電バランスグループ	
発電計画	0※1
発電販売計画	0※1

需要バランスグループ	
0	需要計画
0	需要調達計画

自己託送として電気のご使用はできませんので「0」で計画提出をお願いします。

自己託送+小売供給	
0	通告値

発電バランスグループ	
発電計画	0※1
発電実績	-
インバランス	-

需要バランスグループ	
0	需要計画
-	需要実績
-	インバランス

<通告値を需要計画へ反映>

<通告値は需要実績と同じ>

※1 発電BGマスタ登録以降提出要

- 各ケースにおける発電場所および需要場所のどちらも連系（供給）開始した以降の計画提出パターンです。
- なお、実際の計画提出時は損失率を加味する必要があります。

ケースB 発電場所と需要場所の連系（供給）開始が同日



＜自己託送におけるバラシンググループのイメージ＞ ※1 損失率を加味する必要あり



2. 広域機関への計画提出について

6

自己託送を行う事業者は、**需要調達計画**と**発電販売計画**の両方の提出が必要です。

※自己託送を実施する際に、広域機関の会員になる必要はありません。

また、広域機関の会員でなくても広域機関システムを使用することができます。

事業者・契約者※1		供給計画	需要調達計画※4	発電販売計画※5	需要抑制計画※6	作業停止計画
電気事業法	小売電気事業者 ※2	○				
	発電事業者	○				
	送配電事業者	○		○※7		○
託送供給等約款	契約者 ※3		○			
	発電契約者			○		○
	需要抑制契約者				○	

- ※ 1 事業者の種類については、電気事業法により規定。各契約者の種類については、託送供給等約款において定義。
 ・ 契約者とは、一般送配電事業者との間で託送供給契約を締結する小売電気事業者、一般送配電事業者、特定送配電事業者または自己等への電気の供給を行う者のこと。
 ・ 発電契約者とは、一般送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結する者のこと。
 ・ 需要抑制契約者とは、一般送配電事業者との間で需要抑制量調整供給契約を締結する者のこと。
 ・ 送配電事業者とは、一般送配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者のこと。
- ※ 2 一般送配電事業者と託送供給契約を締結していない登録特定送配電事業者も含む
- ※ 3 需要バランシンググループ（需要BG）の場合は、代表契約者のこと。需要BGに関する計画提出については、次スライドを参照。
- ※ 4 需要調達計画とは、需要計画、調達計画及び販売計画のこと。提出する計画は、年間・月間・週間・翌日・当日計画。
- ※ 5 発電販売計画とは、発電計画、調達計画及び販売計画のこと。提出する計画は、年間・月間・週間・翌日・当日計画。
- ※ 6 需要抑制計画とは、需要抑制計画、調達計画、販売計画およびベースラインのこと。提出する計画は、年間・月間・週間・翌日・当日計画。
- ※ 7 FIT電源により発電された電気を調達及び供給している一般送配電事業者及び特定送配電事業者が提出。

・出典：電力広域的運営推進機関HP「広域機関システム（各種手続き）・計画提出」

https://www.occto.or.jp/occtosystem2/files/210401_jikotaku_startup_guide.pdf

5.よくあるお問い合わせ

9

No.	ご質問	ご回答
1	小売事業等で使用している事業者コードや需要BGコードを使用できるのか。	一般的に、自己託送を実施する際は、小売事業等で使用している事業者コードを使用することはできません。詳細は一般送配電事業者にお問い合わせください。
2	自己託送を実施する予定だが、何の計画を提出しなければならないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・自己託送を行う場合、発電販売計画※と需要調達計画が必要となります。※FIT特例①を適用する発電所から電気を買取る場合には、(翌日FIT) 発電販売計画により提出いただきます。 ・連系線をまたぐ場合、間接オークションの利用が必要となります。 ・需要家に部分供給を行う場合、部分供給通告値が必要となります。
3	自己託送を行う予定であり、広域機関の会員にはならないが、計画提出は必要か。	自己託送においても計画提出は必要です。広域機関の会員以外の方でもシステムを使用可能です。
4	ライセンスについて、「小売」と「発電」を選択するが、資源エネルギー庁への届け出は必要となるのか。	小売電気事業や発電事業をしない場合、必要ありません。詳細は資源エネルギー庁へお問い合わせください。
5	自己託送において、スイッチング支援システムを利用することは可能か。	原則、対象外で利用不可となります。詳細はスイッチング支援システム問合せ窓口へお問い合わせください。 http://www.occto.or.jp/otoiawase/swsys.html

○接続送電サービス（託送料金）

- 需要場所の接続送電サービスの契約電力に応じた基本料金 + 需要場所での電力量 × 単価 ※ 従量接続送電サービスの場合、基本料金はありません(自己託送のみ適用可能)
- 請求書は、低圧の場合、検針日 + 5 営業日、また高圧の場合、検針日 + 4 営業日までに託送関連データ提供システムへ公開します。

○系統連系受電サービス料金（発電側課金）

- 系統連系受電課金対象電力に応じた基本料金 - 系統設備効率化割引 + 発電場所での電力量 × 単価 ※
系統設備効率化割引については適用されない場合がございます。割引対象エリアについては以下 HPよりご確認ください。
割引区分情報：<https://www.kansai-td.co.jp/consignment/agreement/charge20240401.html>
料金の算定期間の翌月の中旬以降に請求書を郵送いたします。

○接続対象計画差対応電力料金・発電量受電計画差対応電力料金（インバランス料金）

- 余剰分インバランス料金（電力量 × 単価）と補給分インバランス料金（電力量 × 単価）を相殺
- 料金の算定期間の翌々月第 5 営業日の翌日に請求書（お支払い明細書）を託送関連データ提供システムへ公開します。
（このほか、弊社系統運用上の理由等から、発電者に給電指令を行い、発電を制限あるいは中止したり、発電量調整供給を中止した場合等に、これにより不足した電気を弊社が補給した分について給電指令時補給電力料金が発生する可能性があります）

※詳細は、【インバランス料金情報公表ウェブサイト】<https://www.imbalanceprices-cs.jp/> をご参照願います。

○留意事項

□ 低圧の発電設備が含まれる場合

- ✓ 発電設備に低圧のものが含まれる場合、当該低圧発電設備は**1発電BG**にしか属することができません※。当該発電設備での発電分を自己託送の需要場所で使い切れない場合、余りがそのまま余剰インバランスとなりますので、**需要量が常に発電量を上回っている必要**がございます。

※高圧以上の発電設備の場合、複数の発電BG（例：自己託送BGと、小売電気事業者等のBG）に属することができるため自己託送先の需要量に対して発電量が上回っていた場合でも、超過分を小売電気事業者等に売電することが可能です。

- ✓ 低圧と高圧以上の発電設備が混在する場合、需要量が少なくとも低圧の発電設備での発電量を常に上回っている必要があります。

- 密接な関係性や特定供給に関するお問い合わせ
密接な関係や特定供給については資源エネルギー庁「自己託送に係る指針」に基づきご判断いただき、ご不明な点や判断に迷う場合は以下にお問い合わせをお願いします。

分類	問い合わせ先
供給する電力の容量が1万kW以上のものおよび一般送配電事業者の供給区域をまたぐもの	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室
供給する電力の容量が1万kW未満のもの	近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/zikotakusou/zikotakusou.html

	質問	回答
①	日程等別料金はどのように決まりますか。	<p>需要場所の電圧に応じてお選びいただいた送電サービスに基づき請求いたします。</p> <p>自己託送の場合、標準・時間帯別サービスのほか、従量送電サービスも含めて選択可能です。</p>
②	自己託送を行うためには小売電気事業者としての登録を受ける必要がありますか。	<p>必要ありません。</p> <p>2スライドにてご説明したとおり、自己託送は系統を介した自家発自家消費のような形態となりますので、「電気を供給する事業を営んでいるとは解釈しない（小売電気事業には該当しない）」という扱いになります。</p>
③	「自己託送に係る指針」の見直し（令和6年度）とはどのような内容ですか。	<p>「密接な関係」の整理が行われました。</p> <p>資本関係等がない者についても、組合を設立し一定の要件を満たすことで密接な関係を持つとみなし、自己託送を可能とする規定が新たに設けられております。</p> <p>詳細は資源エネルギー庁HP等をご確認ください。</p>
④	<p>接続検討申込み日が2023年12月31日以前であるが、試運転を発調BGにて連系開始。</p> <p>その後、本格運転の際、自己託送BGへの変更もしくは自己託送BGを追加する場合、新旧指針のどちらが適用されますか。</p>	<p>自己託送の新旧指針判断については、試運転・本格運転の区別はしておりません。</p> <p>そのため、発電設備の新設時に連系したBGが発調BGとなる場合は新指針適用となります。</p>

	質問	回答
①	<p>需要／発電場所が低圧の場合は自己託送できないなど、電圧に制限はありますか。</p>	<p>設備が低圧であること自体を理由に申込みをお断りするものではございません。 ただし、低圧の需要場所には自己託送による供給で賄いきれない残余需要を小売供給により賄う供給方法を取ることができない点や、低圧の発電設備ではその発電分を自己託送の需要場所で使い切る必要がある点にご注意ください。</p>
②	<p>需要場所／発電場所が他社エリア（関西電力送配電以外の一般送配電事業者による供給区域）でも可能ですか。</p>	<p>可能です。 ただし、該当する一般送配電事業者に対する契約申込みや広域機関への特定託送コードの申請、JEPX取引会員への加入等が必要です。</p>
③	<p>基本契約締結前であっても地点の供給（連系）申込みは可能ですか。</p>	<p>締結見込みがある（「契約の要件」の確認を完了し、基本契約申込みを進めている）場合は可能です。22スライド記載の連絡先へご相談ください。 なお、基本契約締結後に低圧発電設備の新設（追加）申込みを行う場合はweb申込みシステムをご利用ください。</p>
④	<p>他発電契約者にて新設し、連系開始した発電設備について、後から自己託送契約者の発電設備に切替えることは可能ですか。</p>	<p>地位の移転についての申込み後、自己託送としての地点申込みが必要となります。なお、地位の移転申込み前でも、事前協議や申込み確認は可能です。 なお、9スライドのとおり、切替後の地点は新指針適用となるため、内容によっては自己託送が不可とされる場合がございますので、ご注意ください。</p>